

# 情 報 公 開 規 程

## （目的）

第 1 条 この規程は、公益社団法人札幌西法人会（以下「本会」という。）の定款第 39 条 2 項及び第 40 条 3 項により、が行う情報公開（一般の閲覧に供する取扱）の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

## （対象文書）

第 2 条 情報公開の対象とする文書は次に掲げるものとする。

- （1）定款
- （2）会員名簿 [会員名及び所在地（住所）]
- （3）理事及び監事の名簿 [会員名及び理事・監事名]
- （4）理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- （5）運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- （6）事業報告書
- （7）事業報告の附属明細書
- （8）貸借対照表
- （9）損益計算書
- （10）貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
- （11）財産目録
- （12）監査報告
- （13）事業計画書
- （14）収支予算書
- （15）資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

## （情報公開の申出）

第 3 条 何人も、この規程の定めるところにより、本会に対して対象文書の公開の申出をすることが出来る。

2 公開の申出は、別紙申出書を本会事務局に提出して行うものとする。

## （公開の実施）

第 4 条 本会は、公開申請者に対し次の各号に定めるところにより、速やかに公開申出にかかる文書を公開するものとする。

- （1）公開の場所 当会事務局
- （2）公開の日時 当会の休日以外の日午前 9 時から午後 5 時まで
- （3）文書の公開 文書の閲覧又は写しの交付により行う

## （費用の負担）

第 5 条 前条 2 項の規定により、文書の写しの交付を受けるものは、その費用として複写 1 枚につき 10 円（記録媒体が CD の場合 500 円）を負担する。

## （情報公開の総合的な推進）

第 6 条 本会は、何人も対象文書を容易に閲覧できるように、ホームページ等を活用し、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(改 廃)

第 7 条 この規程を改廃する場合は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。
- 2 令和 7 年 5 月 2 6 日 一部変更
- 3 令和 7 年 8 月 2 6 日 一部変更

別紙

## 公 開 申 出 書

年 月 日

公益社団法人 札幌西法人会  
会 長 福山 恵太郎 殿

住所 〒

氏名（法人その他団体にあたっては、名称及び代表者氏名）

電話番号

次の対象文書の公開の申出をします。（該当する番号を○で囲んでください。）

### （公開の方法）

- 1 閲覧又は聴取・視聴
- 2 写しの交付

### （対象文書）

- 1 定款
- 2 会員名簿
- 3 理事及び監事の名簿
- 4 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- 5 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 6 事業報告書
- 7 事業報告の附属明細書
- 8 貸借対照表
- 9 損益計算書（正味財産増減計算書）
- 1 0 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 1 1 財産目録
- 1 2 監査報告
- 1 3 事業計画書
- 1 4 収支予算書
- 1 5 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

| （整理欄） | 責任者 印 | 担当者   | 印                        |
|-------|-------|-------|--------------------------|
|       | 交付日時  | 年 月 日 | 時                        |
|       | 交付手数料 | 枚 円   | （A4 一枚 10 円、CD 一枚 500 円） |